

○総務省令第八十八号

航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）第二条第三項及び第二条の二第三項の規定に基づき、航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月十三日

総務大臣 新藤 義孝

航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令

航空機燃料譲与税法施行規則（昭和四十七年自治省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「、広島西飛行場」を削り、「石垣空港」を「新石垣空港」に改める。

別表第四中「、広島西飛行場」を削る。

附 則

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の別表第二及び別表第四の規定は、平成二十五年度以後の年度分の航空機燃料譲与税について適用し、平成二十四年度分までの航空機燃料譲与税については、なお従前の例による。